

茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）の改定（案）

計画改定（案）	ページ	現行計画の構成	概要	改定内容	3月改定	その後の改定
第1章 総則		第1章 総則				
第1節 計画の目的	1	第1節 計画の目的	修正	<ul style="list-style-type: none"> 計画策定に係る各事項の明確化 「住民の安全」を「住民の生命及び身体の安全」に修正 第1節目的の後段に記載されていた「原子力防災指針の尊重」「計画に定めのない事項」等について、新たに第2節を設置し整理 	○	
第2節 計画の性格	2		新規			
1 茨城県の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画	2		新規			
2 県地域防災計画における他の災害対策との関係	2		新規			
3 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針	2		新規			
第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	3	第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱				
第4節 計画の対象となる範囲及び対応	10	第3節 計画の対象となる範囲及び対応				
1 原災法対象事業所及び所在・関係周辺市町村の範囲	10	1 原災法対象事業所及び所在・関係周辺市町村等の範囲	修正	<ul style="list-style-type: none"> 実用発電用原子炉に係るPAZ, UPZの導入 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲として、PAZ（原子力発電所から5km）、UPZ（同30km）を設定 	○	
2 計画における対応	10	2 計画における対応	拡充	<ul style="list-style-type: none"> 想定する災害に過酷事故、複合災害を追加し、各種防災活動を充実 	○	
第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施	11		新規		○	
1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施	11		新規	<ul style="list-style-type: none"> 原子力施設の状態に応じた防護措置（EAL） 	○	
2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施	11		新規	<ul style="list-style-type: none"> 防護措置実施の判断基準である運用上の介入レベル（OIL） 	○	
第6節 特定事象に該当しない事故への対応	11	第4節 特定事象に該当しない事故への対応				

計画改定（案）	ページ	現行計画の構成	概要	改定内容	3月改定	その後の改定
第2章 原子力災害事前対策		第2章 原子力災害予防計画				
第1節 原子力施設の安全確保の基本方針	12	第1節 原子力施設の安全確保の基本方針				
第2節 原子力事業者における防災体制の確立等	12	第2節 原子力事業舎における防災体制の確立等				
1 県及び市町村との連携	13	1 県及び市町村との連携				
2 原子力事業者防災業務計画に関する協議等	14	2 原子力事業者防災業務計画に関する協議及び各種届出の受理				
3 報告の徴収と立入調査・検査	14	3 報告の徴収と立入調査・検査				
第3節 国・県・市町村等の連携	15	第3節 国・県・市町村等の連携				
第4節 災害応急体制及び設備の整備	16	第4節 災害応急体制及び設備の整備				
1 県の活動体制の整備	16		拡充	・ 警戒体制（原災法第10条に至る可能性のある事故・故障及び大規模自然災害が発生した場合）をとるために必要な体制、災害対策本部体制等の整備、オフサイトセンターの立上げ準備、原子力災害合同対策協議会等への職員派遣	○	
2 オフサイトセンターの整備、管理	17	1 オフサイトセンターの整備、管理				
3 防災関係機関の体制等	18	2 防災関係機関の体制等				
4 広域的応援体制	18	3 広域的応援体制	拡充	・ 自衛隊への派遣要請の準備 ・ 手順、連絡窓口、連絡方法の取り決め	○	
5 長期化に備えた動員体制の整備	18		拡充	・ 事態が長期化した場合に備えた職員の動員体制の整備	○	
第5節 情報の収集・連絡体制等の整備	19	第5節 各種資料の収集・整備及び調査研究	拡充		○	
1 情報の収集・連絡体制の整備	19		新規	・ 関係機関相互の連携体制の確保 ・ 機動的な情報収集体制の整備	○	
2 情報の分析整理	20		新規	・ 人材の育成・確保及び専門家の活用体制 ・ 防災対策上必要とされる資料の収集・管理と防災対策拠点への備え付け	○	
3 通信手段の確保	20		新規	・ 専用回線網の整備 ・ 通信手段の多ルート化と非常用電源等の確保等	○	
第6節 情報伝達・住民広報体制の確立	22	第6節 情報伝達・住民広報体制の確立				
1 情報伝達・住民広報の手段の整備	22	1 情報伝達・住民広報の手段の整備	修正	・ 伝送路の多ルート化、関連装置の二重化	○	
2 住民等への的確な情報伝達体制の整備	23	2 住民広報の体制	拡充	・ エリアメール、コミュニティ放送局等の活用	○	
		3 住民広報を重点的に実施する範囲	削除	・ 広報範囲を近隣市町村から県内全域へ拡大するため	○	
第7節 緊急時モニタリング体制の整備	25	第7節 緊急時モニタリング体制の整備				
1 平常時からの監視の実施	25	1 平常時からの監視の実施				
2 緊急時モニタリング体制の確立	25	2 緊急時モニタリング体制の確立				
3 緊急時モニタリング計画の策定	25	3 緊急時モニタリングマニュアル等の整備	修正	・ 緊急時モニタリング計画の策定 ◇ 国の検討結果を踏まえ修正		○
4 モニタリング設備・機器の整備・維持	25	4 モニタリング設備・機器の整備				
5 環境放射線に係る情報伝達のネットワークの整備等	26	5 環境放射線に係る情報伝達のネットワークの整備等				

計画改定（案）	ページ	現行計画の構成	概要	改定内容	3月改定	その後の改定
第8節 避難計画等の整備	27	第8節 避難計画等の整備				
1 避難計画の作成	27	1 避難計画等の基本型	修正	・ P A Z, U P Z 区域市町村における広域避難計画の作成	○	
2 避難所等の整備	28	2 設備・体制の整備	修正	・ 避難所等の指定 ・ 避難誘導・移送用資機材等の整備	○	
3 学校等施設における避難計画の整備	29		新規	・ 学校等施設における避難計画の整備	○	
4 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備	29		新規	・ 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備	○	
5 住民等の避難状況の確認体制の整備	29		新規	・ 市町村における住民等の避難状況の確認体制の整備に係る指導	○	
6 避難所・避難方法等の周知	29		新規	・ 市町村における避難所・避難方法等の住民への周知に係る指導	○	
第9節 災害時要援護者への対応	30		移動	・ 第9節←第13節	○	
1 災害時要援護者に対する防災体制の整備	30		拡充	・ 災害時要援護者の所在や介護体制の有無等の把握		
2 災害時要援護者に配慮した情報伝達体制の確立	31		移動	・ 病院, 社会福祉施設における避難計画等の作成		
3 防災知識の普及	31		移動			
第10節 防災関係資機材の整備	31	第9節 防災関係資機材の整備				
1 救助・救急活動用資機材の整備	31		拡充	・ 救助・救急活動用資機材の整備	○	
2 消火活動用資機材等の整備	31		新規	・ 消火活動用資機材等の整備	○	
3 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備	31		新規	・ 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備	○	
第11節 物資の調達, 供給活動	32		新規	・ 備蓄・調達・輸送体制の整備	○	
第12節 緊急輸送活動体制の整備	32		新規		○	
1 専門家の移送体制の整備	32		新規	・ 専門家の現地への移送体制の整備	○	
2 緊急輸送路の確保体制等の整備	32		新規	・ P A Z など緊急性の高い区域から迅速・円滑に輸送を行うための交通管理体制の整備	○	
第13節 緊急被ばく医療体制等の確立	34	第10節 緊急被ばく医療体制の確立				
1 緊急被ばく医療体制の整備	34	1 緊急被ばく医療体制の整備				
2 緊急被ばく医療チーム派遣要請体制	34		新規	・ 緊急被ばく医療チームの派遣要請手続き, 受け入れ体制の整備	○	
3 医療活動用資機材の整備	34		新規	・ 放射線資機材, 除染資機材, 安定ヨウ素剤等の整備	○	
4 関係機関の協力の確保	34	2 関係機関の協力の確保				
5 原子力事業所における緊急被ばく医療体制の整備促進	34	3 原子力事業所における緊急被ばく医療体制の整備促進				
6 緊急被ばく医療ネットワーク化の促進	34	4 緊急被ばく医療ネットワーク化の促進				
7 情報提供システムの充実・活用	35	5 情報提供システムの充実・活用				
8 安定ヨウ素剤の配布・服用	35	6 安定ヨウ素剤の投与体制の確立	修正	・ 平常時の配備, 緊急時の手順, 体制の整備	○	
9 救命の優先等	35	7 救命の優先等				

計画改定（案）	ページ	現行計画の構成	概要	改定内容	3月改定	その後の改定
第14節 教育及び防災訓練等の実施	36	第11節 教育及び訓練				
1 防災業務関係者等の研修	36	1 防災業務関係者等の研修				
2 防災訓練計画の策定	37	2 防災業務関係者の訓練	拡充	・ 複合災害や過酷事故を想定した訓練実施計画の作成、住民の参加	○	
3 実践的な訓練の実施と事後評価	37	3 住民参加型の原子力総合防災訓練の実施	拡充	・ シナリオレス、ブラインド訓練の実施と評価	○	
4 自主防災組織等の育成	38	4 自主防災組織等の育成				
第15節 住民に対する防災知識の普及	39	第12節 住民に対する防災知識の普及	修正	・ 住民の取るべき行動、留意すべき事項の整理	○	
		第13節 災害時要援護者への対応				
		1 災害時要援護者に対する防災体制の整備				
		2 災害時要援護者に配慮した情報伝達体制の確立				
		3 防災知識の普及				
第16節 行政機関の業務継続計画の策定	41		新規	・ 優先度の高い通常業務の継続	○	
第17節 原子力施設上空の飛行規制	41	第14節 原子力施設上空の飛行規制				
1 飛行規制の要請	41	1 飛行規制の要請				
2 違反航空機に対する措置	41	2 違反航空機に対する措置				
3 航空交通管制機関との連携	41	3 航空交通管制機関との連携				

計画改定（案）	ページ	現行計画の構成	概要	改定内容	3月改定	その後の改定			
第3章 緊急事態応急対策		第3章 原子力災害応急対策計画							
第1節 事故発生時における連絡及び初期活動	42	第1節 事故発生時における連絡及び初期活動							
1 事故発生時の通報連絡	42	1 事故発生時の通報連絡	拡充	・ 事業者からの警戒事象(原災法第10条に至る可能性がある事故・故障)段階での通報 ・ U P Z圏外の市町村への連絡	○				
2 事故発生時の広報	43	2 事故発生時の広報							
3 防災関係機関相互の連携	43	3 防災関係機関相互の連携							
4 通信連絡の方法	43	4 通信連絡の方法							
5 活動体制	43	5 活動体制							
6 初期活動	44	6 初期活動	拡充	・ オフサイトセンターの設置準備 ・ 災害時要援護者の避難準備	○				
第2節 特定事象発生時における連絡	45	第2節 特定事象発生時における連絡	拡充	・ 事業者からの原災法第10条に基づく通報 ・ U P Z圏外の市町村への連絡	○				
第3節 茨城県災害対策本部の設置	46	第3節 茨城県災害対策本部の設置							
1 事故発生時における県の体制及び職員の配備体制区分の基準及び内容	46		新規	<ul style="list-style-type: none"> 各種配備基準，配備体制の明確化（連絡配備，警戒体制，非常体制） 災害警戒本部の設置基準及び決定，組織及び所掌事務の明確化 災害対策本部設置の決定 	○				
2 職員の動員配備体制の決定	47		新規						
3 茨城県災害警戒本部の設置基準	47		新規						
4 茨城県災害警戒本部設置の決定	47		新規						
5 茨城県災害警戒本部の組織及び所掌事務	47		新規						
6 茨城県災害対策本部の設置基準	48	1 茨城県災害対策本部の設置基準							
7 茨城県災害対策本部設置の決定	48		新規						
8 茨城県災害対策本部の組織及び所掌事務	49	2 茨城県災害対策本部の組織及び所掌事務							
9 関係機関との連携	49	3 関係機関との連携	拡充				・ 市町村との情報共有（P A Z，U P Zを含む市町村への連絡）	○	
10 茨城県災害対策本部の廃止基準	50		新規				・ 災害対策本部の廃止基準の明示 ・ 第4章復旧対策から移動	○	
第4節 事故発生事業所の原子力防災要員等の派遣	51								
1 原子力防災要員等の県・市町村への派遣	51		移動	・ 第4節←第9節	○				
2 原子力防災要員等のオフサイトセンターへの派遣	51								
第5節 関係機関等への協力要請	52								
1 防災関係機関等への協力要請	52		移動	・ 第5節←第11節	○				
2 自衛隊への災害派遣要請	53								
3 原子力災害被災者生活支援チームとの連携	53		新規	・ 緊急避難完了後の段階における被災者生活支援チームとの連携（避難区域等の見直し，除染の推進等）					
4 広域的な応援要請	53		移動	・ 第5節←第11節					

計画改定（案）	ページ	現行計画の構成	概要	改定内容	3月改定	その後の改定
第6節 緊急時モニタリング	54	第4節 緊急時モニタリング				
1 警戒段階のモニタリングの実施	54		新規	・ 警戒段階における平常時モニタリングの強化 ・ 緊急時モニタリングの準備	○	
2 緊急時モニタリングの体制	54	1 緊急時モニタリングの体制				
3 緊急時モニタリング実施計画の改定への参画	55		新規	・ 国が作成するモニタリング実施計画への参画	○	
4 緊急時モニタリングの実施	55	2 緊急時モニタリングの実施	修正	◇ 国の検討結果を踏まえ修正		○
5 モニタリング結果の共有	57		新規	・ 国、県、市町村でのモニタリング結果及びその評価の共有	○	
第7節 広報	58	第5節 広報				
1 広報の基本方針	58	1 広報の基本方針				
2 県の行う広報	58	2 県の行う広報				
3 所在・関係周辺市町村の行う広報	59	3 所在・関係周辺・近隣市町村の行う広報				
4 原子力事業者の行う広報	59	4 原子力事業者の行う広報				
5 その他の防災関係機関等の行う広報	60	5 その他の防災関係機関等の行う広報				
6 事故の各段階に応じた広報	60	6 事故の各段階における広報				
第8節 避難・屋内退避等	62	第6節 避難・屋内退避等				
1 避難・屋内退避等の基準	62	1 避難・屋内退避等の基本方針	修正	・ O I L：運用上の介入レベル	○	
2 避難・屋内退避等の防護活動の実施	63	2 防護対策区域の指定及び避難・屋内退避等の実施の指示等	修正	・ 避難・屋内退避等の指示 ・ 避難・屋内退避等の実施方法	○	○
3 避難所の開設・運営等	67	3 避難・屋内退避等の実施方法	新規	・ 避難所の開設・運営 ・ 災害時要援護者への配慮・運営への女性の参画	○	○
4 避難の際の住民に対するスクリーニングの実施	68		新規	・ 避難後におけるスクリーニングの実施	○	
5 安定ヨウ素剤の予防服用	68		新規	・ 安定ヨウ素剤の服用に係る必要な措置	○	
6 学校等施設における避難措置	68		新規	・ 学校等の避難	○	
7 不特定多数の者が利用する施設における避難措置	68		新規	・ 駅等不特定多数の者が利用する施設の避難	○	
8 飲食物、生活必需品等の供給	68	4 飲食物、生活必需品等の供給	修正	・ ニーズの違い等への配慮	○	
9 交通規制・警備等	69	5 交通規制・警備等				
10 治安の確保	69		新規	・ 避難指示後の治安の確保	○	
第9節 災害時要援護者対応	70		移動	・ 第9節←第12節	○	
1 広 報	70			・ 要援護者に対する健康への配慮		
2 避難・屋内退避等	70		新規	・ 病院等医療機関の避難 ・ 社会福祉施設の避難		
第10節 緊急輸送	71					
1 緊急輸送の順位	71		移動	・ 第10節←第12節 ・ P A Z内など緊急性の高い区域からの優先的な避難 ・ P A Z内など緊急性の高い区域から、優先的に迅速かつ円滑に緊急輸送を行っていくための広域的な交通管理体制確保	○	
2 緊急輸送の範囲	71					
3 緊急輸送体制の確立	72					
4 緊急輸送のための交通確保	72		新規			

計画改定（案）	ページ	現行計画の構成	概要	改定内容	3月改定	その後の改定
第11節 緊急被ばく医療	73	第7節 緊急被ばく医療				
1 緊急被ばく医療の体制	73	1 緊急被ばく医療の体制	修正	◇ 医療体制等については、検討を行ったうえで修正		○
2 緊急被ばく医療措置	76	2 緊急被ばく医療措置				
第12節 飲食物等に関する措置	80	第8節 飲食物等に関する措置	修正	・ 飲食物等の摂取制限に関する指標	○	
1 飲料水に関する措置	80	1 飲料水に関する措置				
2 食料等に関する措置	80	2 食料等に関する措置				
3 飲料水及び食料等の供給	80	3 飲料水及び食料等の供給				
	82	第9節 事故発生事業所の原子力防災要員等の派遣				
	82	1 原子力防災要員等の県・市町村への派遣	移動	・ 第9節→第4節		
	82	2 原子力防災要員等のオフサイトセンターへの派遣				
	83	第10節 緊急輸送				
	83	1 緊急輸送の順位	移動	・ 第12節→第10節		
	83	2 緊急輸送の範囲				
	84	3 緊急輸送体制の確立				
	85	第11節 関係機関等への協力要請				
	85	1 防災関係機関等への協力要請	移動	・ 第11節→第5節		
	86	2 自衛隊への災害派遣要請				
	86	3 広域的な応援要請				
	87	第12節 災害時要援護者対応				
	87	1 広報	移動	・ 第12節→第9節		
	87	2 避難・屋内退避等				
第13節 防災業務関係者の防護対策	88	第13節 防災業務関係者の防護対策				
1 防災業務関係者の安全確保	88	1 防災業務関係者の安全確保				
2 防護対策	88	2 防護対策				
3 防災業務関係者の放射線防護	88	3 防災業務関係者の放射線防護				
第14節 行政機関の退避	89		新規	・ 退避及び業務の継続	○	

計画改定（案）	ページ	現行計画の構成	概要	改定内容	3月改定	その後の改定
第4章 原子力災害中長期対策		第4章 原子力災害復旧計画				
第1節 放射性物質の除去等	90	第1節 放射性物質の除去等				
第2節 各種規制措置の解除	90	第2節 各種規制措置の解除				
第3節 広報	90	第3節 広報				
第4節 被害状況の調査等	91	第4節 被害状況の調査等				
1 住民の登録	91	1 住民の登録				
2 被害調査	91	2 被害調査				
3 汚染状況図の作成等	91	3 汚染状況図の作成等				
4 被災者の生活の支援	91	4 被災者の生活の支援				
第5節 住民等の健康影響調査等の実施	92	第5節 住民等の健康影響調査等の実施				
1 健康影響調査・健康相談	92	1 健康影響調査				
2 飲料水・食品の安全確認	92	2 健康相談				
	92	3 飲料水・食品の安全確認				
第6節 事故発生事業所の原子力防災要員の派遣等	92	第6節 事故発生事業所の原子力防災要員の派遣等				
第7節 物価の監視	93	第7節 物価の監視				
	93	第8節 茨城県災害対策本部の解散	移動	・ 第3章第3節へ移動	○	